平成２５年（フ）第４８１３号
東京都西東京市南町３丁目４―15―203
破産者　齋藤　利廣
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８１９号
東京都墨田区向島４丁目19―１
破産者　立田　涼子（旧姓佐々木）
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８３７号
東京都練馬区関町東１丁目15―７―101
破産者　内川　照子
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８４０号
埼玉県さいたま市見沼区東大宮３丁目３―22
破産者　青木　浩一
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８５６号
東京都杉並区阿佐谷北１丁目21―34―103
破産者　松本　剛弥
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８９６号
千葉県船橋市本町２丁目５―19―503
破産者　堀　　忠之
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９４３号
埼玉県白岡市千駄野1120―３　シティハイム千駄野Ｂ―101
破産者　山本　一人
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９４６号
東京都江東区北砂１丁目３―１―1006、開始決定時の住所東京都江東区亀戸２丁目６―３―601
破産者　専修　定雄
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９５３号
東京都中野区弥生町３丁目20―14　小森アパート１Ｆ
破産者　歌川　五男
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９５４号
東京都中野区弥生町３丁目20―14　小森アパート１Ｆ
破産者　歌川眞利子
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９９８号
千葉県市川市北方町４丁目1782―２　ノースヒルズＡ302
破産者　荻野　謡子
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０４０号
神奈川県横浜市青葉区榎が丘５―５―912
破産者　呉海雁こと　**吳**　　海雁
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０１号
札幌市中央区南11条西16丁目１番20―502号
破産者　アイ・ティ・プロデュース株式会社
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２０１５号
東京都目黒区中目黒１丁目１番71号　ニールセンビル５階
破産者　株式会社アイベックス
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０１６号
東京都目黒区中目黒１丁目１番71号　ニールセンビル５階
破産者　株式会社日本セルカ
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４８９号
東京都渋谷区神泉町24―１―406
破産者　佐藤　湖友
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２５２号
東京都千代田区神田須田町２丁目23番９号　大和ビル
破産者　株式会社ヒノ・オーデイオ
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７５８号
東京都港区赤坂４丁目１番１号　ＳＨＩＭＡ赤坂ビル８階
破産者　株式会社エフ・ピー・サポート
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７５９号
東京都港区南麻布２丁目６番23号
破産者　株式会社ＴＳＣ
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７６０号
東京都渋谷区恵比寿３丁目45―２―903
破産者　武田　健一
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７９０号
神奈川県横浜市金沢区泥亀１丁目25―２―421
破産者　河村　久滿
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部